



△道路行政に關係ある法律、  
命令、訓令、通牒等苟くも  
道路行政に當る人々の知ら  
ざるべからざることは凡て  
本欄に於て紹介す  
△道路行政に關し生じたる疑  
問は本欄に於て回答するを  
以て會員諸氏は隔意なく質  
問あらん事を望む

◎法令日記

編輯子の机上記中より法律、勅令、内務省  
令等を登載す

○八月二日

- 一 勅令第二百十九號 自動車交通事業法施行令
- 一 内務省告示第二百三十六號 昭和二年八月内務省告示第四百  
十號東京都市計畫道路ノ新設、改修事  
業執行年度割變更ノ件

○八月四日

- 一 内務省告示第二百三十九號 道路法第二十條第二項ノ規定  
ニ依り本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ爲  
シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモ

法令

○八月五日

- 一 内務鐵道省令 一般自動車構造令
- 一 鐵道省令第四號 自動車運輸事業基準規程
- 一 鐵道省令第五號 自動車交通事業法第八條ノ規定ニ依ル  
自動車登録規程
- 一 鐵道省令第六號 自動車運輸規程
- 一 鐵道省令第七號 旅客自動車設備規程
- 一 鐵道省令第八號 專用自動車道設備規程
- 一 鐵道省令第九號 自動車運輸事業會計規程
- 一 鐵道省令第十號 自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運  
送事業規程
- 一 内務鐵道省令 自動車交通事業法施行規則
- 一 内務鐵道省令 自動車交通事業法第三十五條ノ規定ニ  
依ル職權委任ニ關スル件

○八月十日

- 一 内務省令第二十二號 津都市計畫事業道路新設擴築受益者  
負擔ニ關スル件

○八月十二日

- 一 勅令第二百二十五號 土木會議官制
- 一 内務省告示第二百五十一號 東京都市計畫東京市下水道

(第一期完成)事業執行年度割決定ノ件

一 内務省告示第二百五十二號 昭和二年八月内務省告示第三

百九十四號東京都市計畫東京市水道擴

張設計及其ノ事業執行年度割中變更ノ

件

○八月十五日

一 内務省告示第二百五十四號 明治二年八月内務省告示第四

百九號東京都市計畫道路變更ノ件

一 内務省告示第二百五十五號 東京都市計畫目黒區道路及城

東區道路決定ノ件

○八月十六日

一 内務省告示第二百五十六號 大正十三年十二月二十九日内

務省告示第七百九十五號東京都市計畫

東京市下水道中變更ノ件

○八月十七日

一 内務省告示第二百五十九號 津都市計畫道路事業及其ノ執

行年度決定ノ件

○八月十八日

一 内務省令第二十三號 自動車取締令

一 内務省告示第二百六十號 札幌都市計畫區域内左ノ區域ニ

昭和八年九月一日ヨリ市街地建築物法

ヲ適用シ其ノ區域ヲ同法施行令第三十

○八月十九日

一 内務省告示第二百六十一號 佐世保都市計畫區同敷地區指

定ノ件

○八月二十一日

一 内務省告示第二百六十二號 都市計畫法第一條ノ規定ニ依

リ石川縣小松町及石川縣山中町ヲ指定

ノ件

一 内務省告示第二百六十三號 都市計畫法第二條第一項ノ規

定ニ依リ石川縣小松町ノ區域ヲ以テ小

松都市計畫區域ト決定ノ件

一 内務省告示第二百六十四號 都市計畫法第二條第一項ノ規

定ニ依リ石川縣山中町ノ區域ヲ以テ山

中都市計畫區域ト決定ノ件

一 鐵道省告示第二百七十六號 昭和五年三月鐵道省告示第六

十八號連帶運輸ヲ爲ス鐵道、軌道、航路

及自動車並連帶運輸ノ範圍第一條別表

中改正ノ件

○八月二十二日

一 内務省告示第二百六十七號 道路法第二十條第二項ノ規定

ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ爲

シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモ

ノノ路線名

一 内務省告示第二百六十八號 昭和四年四月十五日内閣認可在

世保都市計畫街路ノ部中變更並ニ追加

ノ件

○八月二十五日

一 内務省告示第二百七十一號 金澤都市計畫街路事業及其ノ執

行年度決定ノ件

### 土木會議官制

(昭和八年八月十二日勅令第二二五號)

第一條 土木會議ハ内務大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジ

テ道路、河川、港灣其ノ他土木ニ關スル重要事項ヲ調査

審議ス

土木會議ハ前項ノ事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ

得

第二條 土木會議ハ議長一人及議員四十人以内ヲ以テ之ヲ

組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時議員ヲ

置クコトヲ得

第三條 議長ハ内務大臣ヲ以テ之ニ充ツ

議員及臨時議員ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ

命ズ

第四條 議長ハ會務ヲ總理ス

議長事故アルトキハ内務大臣ノ指名スル議員其ノ職務ヲ

代理ス

第五條 土木會議ニ道路部會、河川部會及港灣部會ヲ置ク

部會ニ部會長ヲ置ク議長之ニ當ル

議員及臨時議員ノ所屬部會ハ議長之ヲ指定ス

議長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ二ノ部會ノ合同會議

ヲ開クコトヲ得

第六條 議長ニ於テ特ニ總會ヲ開クノ必要アリト認メタル

場合ヲ除クノ外部會又ハ合同會議ノ議決ヲ以テ土木會議

ノ議決トス

第七條 土木會議ニ幹事ヲ置ク内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣

ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ議長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第八條 土木會議ニ書記ヲ置ク内務大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 民事判例

#### ○工地收用損失補償請求事件

大審院昭和八、七、二二言渡  
上告人三重縣三重郡富田町木全なへ  
被上告人名古屋市長

○土地收用損失補償額の算定方法(参照條文) 土地收用法第四十八條

(上告人主張要旨)

土地收用に因る損失補償額を定むるには、收用物の價格の騰貴が收用の目的たる事業の爲に生じたと否とを問はず、收用の時期に於ける交換價格即時價に依つて之を定めざるべからざることは學說判例の一致する所なり、然るに原審(名古屋控訴院)は其の判決理由に於て「甲第一、二號證原審證人三輪重太郎外一名當審證人祖父江岡次郎外七名の證言に依れば、本件土地附近の地所が右認定價額より高價に賣買せられたる事實を認め得

べしと雖も」と認定し、又「大正九年名古屋市中名古屋市に編入せられ而て大正十三年頃都市計畫事業による中川運河開鑿計畫發表せらるゝや、本件土地其の他附近に於ける一般の土地は、之を宅地又は工業用地として利用せらるゝべきものとする機運漸く著しく、從て地價高騰し、其の内畑地は宅地に利用する上に於て便宜なりとの見地の下に、田地に比し高價に評價せられ、投機的見地より異常の代金を以て賣買せられたる事實なきに非ざるも」と認定し、更に「前示各證人の摘示したる各土地の賣買價格は、運河開鑿計畫發表より其の峻成迄には、附近土地の一體の發表著しきものありとの豫想の下に評價せられたるものにして、到底之を以て本件土地の價格を律すべき標準となし難く」と判示し、以て收用物の價格の騰貴が收用の目的たる事業の爲に生じたる場合は、收用當時に於ける時價に非すと判定したるものにして、之明に原判決は收用目的物時價認定に關する法則を誤認し、不當に時價を認定したる違法あるものなり。

(判旨)

○土地收用に因つて生ずる損失補償額は、收用物の價格の騰落が收用の目的たる事業の爲に生じたと否とを問はず、收用時に於ける土地の客觀的價額によつて定むるを相當とするも、専ら射倖心に驅られて賣買せられたる事例の如きは必ずしも之を參酌することを要するものに非ず。